

2025年7月

港区長表彰制度を活用し、従業員のモチベーション向上を図りましょう！

「港区優良従業員表彰（令和7年度）」利用のお勧め

一般社団法人 三田労働基準協会

日頃より当協会の運営につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、港区長から「令和7年度港区中小企業優良従業員表彰」に係る優良従業員の推薦依頼がありました。

この表彰制度は、区内企業の優秀な従業員を港区が表彰するもので、11月12日（水）に予定されている表彰式において、区長から、賞状と副賞が授与されます。

制度の利用は、会員企業様から優秀な従業員を当協会に推薦いただき、当協会が区に推薦し、審査委員会の審議を経て決定されます。昨年は、区内全体の受賞者が27名で、当協会関係では3社3名が受賞されています。

企業発展のため日頃から努力している従業員に報いるとともに、受賞者本人や他の従業員の意欲向上につながる大変良い制度だと思います。

貴社におかれましても、是非この制度を有効に活用されますようお勧めいたします。

本制度をご利用される場合は、同封の

会員のみなさまへ

令和7年度中小企業優良従業員表彰[5年以上勤務]の候補者の推薦について
(依頼)

の記載事項にご留意の上、勤続5年以上の成績優秀な優良従業員について、同封の第1号様式(第6条関係)「優良従業員表彰推薦書(1)(2)」に必要事項を記入の上、当協会に提出下さい。その後、当協会から港区に推薦いたします。経費等は全く不要です。

提出期限は、第1号様式「優良従業員表彰推薦書」の表(1)裏(2)に必要事項を記入し(「推薦団体」の欄は当会が記入します。)、**令和7年8月14日(木)までに当協会あて提出(持参・郵送・Fax)して下さい。**推薦書用紙が不足する場合はコピーしてください。

電話03-3451-0901 (一社)三田労働基準協会事務局 宮崎・小野

推薦書の記入例<参考>

- 1 物流センターの入在庫業務全般に携わり、勤勉かつ意欲的に業務に取り組み、複雑な業務も率先して遂行し、日常業務の円滑な遂行に貢献している。後輩へもきめ細かく適切に指導し、職場のレベルアップに努めている。
- 2 営業職のアシスタント業務のみならず、販売データの作成にも尽力し、営業職不在時の対応も的確で顧客からの信頼も厚く、企業イメージアップ、販売促進に貢献している。
- 3 企画、デザイン部門の中心となり、社員やクライアントからの難しい提案に対しても適切なアイデアを提供し、業績の向上に貢献している。
- 4 クライアントの求める高い要求にも応え、高い評価を得ている。後輩オペレーターに対しての指導についても貢献している。
- 5 営業部門でありながら 2 級管工事管理技士の資格を取得し、顧客の信頼を集め、業績向上に貢献している。
- 6 自社独自のシステムの開発や、支払業務のパソコン処理を可能にするなど、業務効率向上に貢献している。
- 7 品質管理に熱心に取り組み、品質の安定・向上に大きく寄与し、他の模範として企業発展に貢献している。
- 8 日常業務の処理は正確・迅速であり、業績向上に貢献。また、常に問題意識を高く持ちながら地道に、真摯に取り組み、お客様との信頼向上に結び付けている。
- 9 和菓子の製造技術と量産への意欲を高め、他の社員に対しても指導的役割を果たしている。
- 10 商品の在庫管理や全社的な物流システムの改良に励み、業績向上に貢献している。
- 11 他の社員の模範となる勤務態度、勤務成績で、会社の方針をよく理解し、常に積極的に業務を遂行し、社業の発展に大きく貢献している。
- 12 入社以来、無事故、無違反を続けている。また、環境問題への意識も高く、エコドライブの実践はもとより、実践方法を他のドライバーへも指導している。

会員のみなさまへ

令和7年度港区中小企業優良従業員表彰[5年以上勤務]の
候補者の推薦について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、本年度も企業業績向上に貢献した方を下記のとおり、表彰することとなりました。
つきましては、表彰基準に該当する方を調査のうえ、候補者を本会あてにご推薦くださるようお願いいたします。

記

- 1 目的 中小企業の発展に貢献した成績優秀な従業員を表彰し、その功績をたたえることにより、勤労意欲の増進を図り、後進の模範とし、中小企業の発展と港区の産業振興に資することを目的とします。
- 2 主催 港区・区内商工団体
- 3 被表彰者 区内の優良従業員
- 4 表彰基準 区内同一事業所に5年以上勤務し、成績が優秀で他の模範と認められる者で、かつ裏面記載の表彰基準のいずれかの理由で企業経営上大きく貢献し、所属団体が推薦する者としてします。
表彰の基準日は令和7年7月1日です。
詳細は裏面をご覧ください。
- 5 提出書類 別紙推薦書（1）と（2）。なお、推薦者1名につき推薦書1部が必要です。
※推薦書が不足した場合は、お手数ですがコピーしてご利用ください。
- 6 提出期限 **令和7年8月14日(木)**
- 7 提出先 各所属団体長
- 8 被表彰者の決定 表彰審査委員会の審査を経て10月下旬頃までには結果を通知します。
- 9 表彰式 日 時 令和7年11月12日(水) 午後6時30分～7時00分(予定)
※表彰式終了後、懇親会を予定しております。
場 所 札の辻スクエア11階（ホール小）
- 10 問合せ 港区 産業・地域振興支援部 産業振興課 産業振興係 加藤、松本宛
〒108-0014 港区芝五丁目36番4号 札の辻スクエア8階
TEL：03（6435）4601
FAX：03（6435）4693

裏面あり

《表彰基準》

区内同一事業所に5年以上勤務し、成績が優秀で他の模範と認められる者で、かつ次の各号のいずれかの理由で企業経営上大きく貢献した者

- ①技術開発、商品開発等、経営革新への功績が顕著である者
- ②サービス向上、販売促進等、経営基盤強化の功績が顕著である者
- ③後継者の指導育成及び業界の発展に大きく貢献した者
- ④技能検定制度等がある職種において、最高級又はそれに準じる級を保持している者
- ⑤業種別団体主催による技能、技術を競う大会等で入賞した者
- ⑥その他特に区長が認める者

※表彰の基準日は、令和7年7月1日です。

(注意) 但し、上記の基準に該当される方でも下記のいずれかに該当する方は表彰を受けられませんので、ご注意ください。(以下参照)

《表彰が受けられない方》

※次のいずれかに該当する方は除きます。

- ①次のいずれかの企業に勤務する者
 - ア 製造業等にあつては、資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える企業に勤務する者
 - イ 卸売業にあつては、資本の額又は出資の総額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える企業に勤務する者
 - ウ サービス業にあつては、資本の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える企業に勤務する者
 - エ 小売業・飲食業にあつては、資本の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が50人を超える企業に勤務する者
 - オ 上場企業に勤務する者
- ②申請する事業所における事業主、または役員である者
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に勤務する者
- ④財団法人、社団法人、及び医療法人等の団体に勤務する者
- ⑤過去にこの表彰を受けた者

優良従業員表彰推薦書(1)

表彰候補者

令和7年7月1日現在

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名		年齢	歳
就職年月日	年 月 日	従事職種 役職位	

※ 氏名は略字を用いず楷書で記入ください。

会社概要

ふりがな		〒	—
事業所名		所在地	
代表者名		資本又は 出資金額	万円
記入 担当者		本・支社の別	
業種		常時従業員数	人
電話番号	()	所属団体	
FAX番号	()		

上記のとおり推薦します。 令和 年 月 日

(あて先) 港区長

推薦団体 _____

会長名 _____

住 所 _____

電 話 _____

F A X _____

※裏面も必ず記入してください

優良従業員表彰推薦書(2)

推薦基準 下記①～⑥から推薦基準を選び、その功績を記入して下さい

- ①技術開発、商品開発等、経営革新への功績が顕著である者(新たな事業活動等による経営革新への功績)
- ②サービス向上、販売促進等、経営基盤強化の功績が顕著である者(販路拡大の実績、業績安定への技術貢献等)
- ③後継者の指導育成及び業界の発展に大きく貢献した者(講師経験・実績、業界貢献度等)
- ④技能検定制度等がある職種において、最高級又はそれに準じる級を保持している者(保持証明、技術力の説明等)
- ⑤業種別団体主催による技能、技術を競う大会等で入賞した者(入賞・表彰実績、業界への貢献、技術力の説明等)
- ⑥その他(東京都指定の伝統工芸品の製造技術を保持する者、港区教育委員会調査による伝統工芸技術保持者等)

推薦基準	
------	--

《備考》

・表彰理由は表彰該当者を審査し、決定する判断材料となりますので上記記入欄の8割程度を目処として詳細に記入してください。

(例) 業務経歴、得意な分野、担当業務、後輩指導、人柄など・・・箇条書きでも大丈夫です。

・既表彰、免許・資格等、功績の証明になるものは、複写して必ずこの調書に添付してください。

・推薦候補者全員が表彰されるとは限りませんので予めご了承ください。